

石綿作業主任者技能講習

開催ご案内

静岡労働局長登録教習機関

(第2-20号 有効期間満了日 平成33年5月7日)

主催 建設業労働災害防止協会静岡県支部

〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9 TEL 054-255-1080

FAX 054-272-6034

<http://www.kensaibou-shizuoka.jp>

平成18年4月1日より施行された改正労働安全衛生法では、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務を行う場合は、都道府県労働局の登録教習機関が行う技能講習を修了した「石綿作業主任者」を選任して作業の指揮管理をさせることが義務づけられました。

(平成18年3月末日までに取得した特定化学物質等作業主任者の有資格者は必要ありません。)

当支部では、静岡労働局長の登録教習機関として、下記により標記技能講習を開催することにいたしました。

つきましては、貴事業場におかれましても、この機会に法令に定める作業主任者の資格取得のため関係者の積極的なご参加をおすすめします。

記

1. 講習開催日及び会場等

日程は、別途発行の「技能講習・特別教育・その他安全衛生教育のご案内」又は、当支部のホームページをご覧ください。

2. 講習の科目及び時間

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 健康障害及びその予防措置に関する知識 | 2時間 |
| (2) 作業環境の改善方法に関する知識 | 4時間 |
| (3) 保護具に関する知識 | 2時間 |
| (4) 関係法令 | 2時間 |

3. 受講対象者

建設業における石綿作業主任者になろうとする者(満18歳以上の方)

4. 講習会費

受講料 8,800円 テキスト代 2,670円 昼食代 1,400円(2食分) 合計 12,870円

5. 受講申込手続

- (1) 受講申込書及び受講票に必要事項を記入し、押印のうえ写真（2枚）を貼付して、予約後10日以内に建災防支部に受講料を添えて申し込んでください。
- (2) 写真は無帽・正面・無背景で胸から上が写っている申請日6ヶ月以内に撮影したもの。
（※サイズは縦3cm×横2.5cmでカラーコピー等によるものは使用できません。）
- (3) 本人確認のため、イ・ロ・ハのいずれかのコピーを受講申込書に添付してください。
※お預かりした証明の写しは当支部で責任をもって管理します。

イ	写真付きの公的なものいずれか1点	自動車運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)の表面、在留カード等
ロ	写真の無い公的なもの ①②より各1点	①住民票または国民健康保険証 ②国民健康保険証以外の健康保険証または年金手帳
ハ	①公的なものと②写真付きのもの各1点	①住民票または国民健康保険証 ②建災防静岡県支部が発行した技能講習等修了証(写真付)または公的機関が発行した資格証明書(写真付)

- (4) 外国人労働者の方は「在留カードに記載されている氏名」を受講申込書の氏名欄に記入していただきますので、在留カードのコピーを申込書に必ず添付してください。
- (5) 受講票は、講習会費納入の確認が出来次第発行します。
- (6) 定員の都合により希望日に受講できない場合があります。又、受講希望者が少ない場合には講習を開催できない場合もありますので、予めご了承ください。
- (7) やむを得ない理由により受講できなくなった場合には、指定受講日の10日前までに申し出てください。以後の取り消しについては受講料の返還はできませんのでご了承ください。

6. 受講料の支払

振込みの場合は下記口座をお願いします。

三井住友信託銀行 静岡支店 普通預金 No.7519901

静岡銀行 呉服町支店 普通預金 No.1095374

注－1 名義人は、いずれも**建災防静岡県支部(ケンサイボウシズオカケンシブ)**

注－2 指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。

領収証の発行は振込み明細をもって代えさせていただきます。領収証が必要な場合は現金でお支払ください。

7. その他

- (1) 当日は受講票、筆記用具を持参してください。
- (2) テキストは講習当日、会場でお渡しします。
- (3) 遅刻、早退等により規定の時間数を受講しない場合には失格となり、修了試験を受けることができません。
- (4) 修了証は修了試験合格者に交付します。
- (5) 修了証の交付は、講習終了後3週間以内に所属事業所あてに郵送等で行います。